

(H28.9.2 経理局主計課)

## 変更事項の届出及び住所等届出専用パソコンのインターネット回線等の契約について

### (概要)

修習資金被貸与者からの変更事項届出及び住所等届出を電子メールで受信する目的で整備をするものである。

住所等届出は、修習終了後の翌年から貸与を受けた修習資金の返還を終えるまで、毎年4月30日までに提出するもので、住所等届出の提出は基本的に15年続くこととなる。

届出にあたっては、従前は専用の様式によらなければならない規程であったが、8月31日付け要綱の一部改正により電子メールでの提出が可能となった。

なお、変更事項届出は、届出事項に変更が生じた場合に届出を行うものであり、定期的に送られてくるものではないため、数的に大量に届出が行われるものではない。

### (具体的な使用方法等)

被貸与者がメールで届出を行うにあたっては、メール本文に直接届出事項を入力し、最高裁判所の指定するメールアドレス（裁判所ホームページ上で公表する予定）に送信する。

なお、セキュリティ対策として、届出のメールに添付ファイルがある場合は、メールを受信できない設定をする他、専用パソコンではウェブの閲覧やその他メール送受信以外の用途では使用しない予定である。

専用パソコンではメールの受信がメインとなるが、被貸与者からの届出に不備があった際、当該被貸与者にメールで連絡をする場合があるが、その他に大量にメールを送信することは現段階では想定していない。

### (結論)

メールアドレスを公表することにより、悪意のあるメールが送信されることが想定されるため、J・NET及び職員貸与パソコンのセキュリティ確保の観点から、インターネット回線、メールアドレス及びパソコンは専用のものが必要となる。

インターネット回線については、添付ファイルのないメールの受信がメインとなることから、通信速度は問わないと、より安定した接続が見込める有線で、安価であるADSL回線（下り最大12Mbps、上り最大1Mbps）とする（ニフティADSL12M 月額2,030円）。

プロバイダーの条件は、メールアドレスが使用できること、メールを一時的に保管するこ

ともあるため、メールボックスの容量は、100MB以上あるものとする。

情報政策課で使用しているADSL回線が、8月31日限りで使用しなくなることであり、現在の契約内容が本件で要望する仕様に合致するため、これを引き継ぐこととしたい